

外航船舶若しくは航空機から廃棄される厨芥残渣の処理基準

外航船舶若しくは航空機の厨芥残渣は、家畜伝染病予防法施行規則（以下「規則」という。）第 45 条に規定する指定検疫物が混在し、あるいは混在している可能性が大きく、これが家畜の海外悪性伝染病等の侵入の要因にもなり得ることから、輸入検疫の万全を期するため、これら厨芥残渣については、家畜伝染病予防法第 36 条又は第 37 条の規定に基づき、原則として陸揚げも認めないこととする。

ただし、止むを得ず陸揚げしなければならない場合は、下記により処理するものとする。

記

1 定義

（１）厨芥残渣（通常「ギャベージ」と呼ばれるもの）

外国航路の船舶若しくは航空機内で生じた食品等の残渣であって、指定検疫物が混在しているもの及び混在しているおそれのあるものをいう。

（２）処理施設等

以下のア～ウの施設をいう。

ア 最終処理施設

焼却等により厨芥残渣の最終処理を行う施設。

イ 中間処理施設

厨芥残渣の最終処理施設への輸送に先立ち、厨芥残渣の収集、分別等の中間処理を行う施設。

ウ 一時保管施設

厨芥残渣を外航船舶又は航空機から搬出後、中間処理施設又は最終処理施設へ輸送するまでの間、一時保管を行う施設。

（３）取扱責任者

厨芥残渣の外航船舶又は航空機からの搬出、輸送、処理等一連の工程の管理責任者。

2 処理条件

（１）陸揚げ場所

家畜伝染病予防法第 38 条に基づき、規則第 47 条に規定する港又は飛行場に限定すること。

（２）最終処理の方法

焼却を原則とするが、止むを得ない事由があると家畜防疫官が認めた場合は埋却することができる。

(3) 処理施設等の条件

別紙「厨芥残渣の処理施設等の具備条件」を充足する施設であること。

3 陸揚げ及び処理に係る認定

(1) 陸揚げ及び処理に係る申請

取扱責任者は、厨芥残渣を陸揚げし、処理する場合は、「厨芥残渣の処理施設等の具備条件」の充足状況、厨芥残渣の取扱期間、輸送方法、処理方法その他家畜防疫官の求める事項を記載した書類を添えて、厨芥残渣を陸揚げする港又は飛行場を管轄する動物検疫所長(支所・出張所等を含む。以下「管轄所長」という。)へ申請し、事前に管轄所長による認定を受けること。

(2) 取扱責任者の責務

取扱責任者は、家畜防疫官からの指示事項を遵守し、厨芥残渣の外航船舶又は航空機からの搬出、輸送、処理等一連の工程を防疫上適切かつ安全に実施すること。

(3) 管轄所長による認定

取扱責任者から前記3(1)の申請を受けた管轄所長は、書類審査、現地調査等により「厨芥残渣の処理施設等の具備条件」の充足状況を確認し、申請事項について認定して差し支えないと判断した場合は、その旨を取扱責任者へ通知する。なお、認定期間は最長3年とする。

(4) 実績の報告

取扱責任者は、厨芥残渣の処理実績を月ごとに管轄所長へ報告すること。

(5) 認定の取消し

管轄所長は、前記3(2)の取扱責任者の責務が果たされていないと判断した場合又は「厨芥残渣の処理施設等の具備条件」を充足していないと判断した場合は、前記3(3)の認定を取り消すことができる。

4 処理要領の制定

管轄所長は、前記3に係る具体的な手続を定めた処理要領を制定し、処理の徹底及び円滑なる業務の遂行を図ることとする。制定又は改正した処理要領は、企画管理部企画調整課へ共有すること。

5 処理施設等の情報共有

管轄所長は、厨芥残渣の取扱いを認定した処理施設等の名称、所在地等の情報を、毎年、翌年1月10日までに企画管理部企画調整課へ共有すること。

(別紙)

厨芥残渣の処理施設等の具備条件

1 共通事項（一時保管施設、中間処理施設及び最終処理施設）

- (1) 厨芥残渣の輸送経路、方法、立地条件等を勘案して、防疫上安全な場所にあること。
- (2) 関係者以外の者の立入りを制限すること。
- (3) 厨芥残渣を取り扱う場所は、洗浄及び消毒が可能であること。
- (4) 厨芥残渣の取扱いに当たっては、散逸防止措置を講じ、他の物品との交差汚染や動物との接触を防止すること。
- (5) 厨芥残渣を取り扱った場所及び機材は、原則として使用後に洗浄及び消毒を実施し清潔に保つこと。
- (6) 施設責任者を有すること。施設責任者は、動物検疫に理解があり家畜防疫官からの指示事項を遵守すること。
- (7) 家畜防疫官の求めに応じ、現地調査等を受け入れること。
- (8) 散逸事故が発生した場合は、直ちに厨芥残渣の回収並びに散逸場所の洗浄及び消毒を実施するとともに、管轄する動物検疫所へ連絡し、家畜防疫官の指示に従い対処すること。

2 一時保管施設に係る事項

厨芥残渣は、散逸防止措置を講じた専用の保管庫又は耐水性の密閉容器に収納し、適切に保管すること。

3 中間処理施設に係る事項

厨芥残渣を適切に収集、分別可能な設備を有していること。

4 最終処理施設に係る事項

厨芥残渣を適切に処理できる焼却設備を有すること。止むを得ず埋却処理する場合は、埋却に適する土地を有すること。

5 厨芥残渣の輸送に係る事項

- (1) 厨芥残渣の輸送車両には、消毒に必要な機材（消毒薬、噴霧器等）を常備すること。
- (2) 厨芥残渣の輸送車両及び輸送に使用する容器は、厨芥残渣の散逸を防止し、動物との接触を防止できる構造であること。
- (3) 厨芥残渣は防疫上安全な経路により輸送すること。
- (4) 厨芥残渣の輸送車両及び輸送に使用する容器は、使用後速やかに洗浄及び消毒を実施すること。
- (5) 厨芥残渣の輸送中に散逸事故が発生した場合は、直ちに厨芥残渣の回収並びに散逸場所の洗浄及び消毒を実施するとともに、管轄する動物検疫所へ連絡し、家畜防疫官の指示に従い対処すること。